

1 宅地建物取引士証の書換（氏名を変更した場合等）

R8.1現在

提出先（次のいずれか）

(公社)山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL:055-243-4300

(公社)全日本不動産協会山梨県本部 甲府市徳行3丁目13番25 TEL:055-223-2103

提出書類

①宅地建物取引士証書換え 交付申請書	1部 (様式第七号の四)
②顔写真	1枚 (縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度) 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景※ポラロイド写真や劣化の可能性があるものは不可
③変更登録完了通知 (ハガキ)	事前に県建築住宅課へ「宅地建物取引士資格登録簿変更届」を提出することが必要です。 変更届が受理されると「変更登録完了通知(ハガキ)」が郵送されます。
④現在所有する取引士 (旧主任者) 証	新しい取引士証受領の際、提出してください。

2 宅地建物取引士証の再交付（紛失・汚損・切替交付の場合等）

提出先（次のいずれか）

(公社)山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL:055-243-4300

(公社)全日本不動産協会山梨県本部 甲府市徳行3丁目13番25 TEL:055-223-2103

提出書類

①宅地建物取引士証再交付 申請書	1部 (様式第七号の五)
②顔写真	1枚 (縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度) 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景※ポラロイド写真や劣化の可能性があるものは不可
③宅建士証交付申請手数料 4,500円	納付方法は申請先である(公社)山梨県宅地建物取引業協会又は(公社)全日本不動産協会山梨県本部へお問い合わせください。
④警察への遺失物届出証 明書等及び顛末書	1部 紛失の場合
⑤現在所有する取引士 (旧主任者) 証	汚損・破損・切替交付の場合 新しい取引士証受領の際、提出してください。

問い合わせ先

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会 TEL 055-243-4300

(公社) 全日本不動産協会山梨県本部 TEL 055-223-2103

山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730